

# 目 次

## 第 1 号 (9月10日)

1	出席議員	1
2	欠席議員	1
3	説明のための出席者	1
4	職務のための出席者	1
5	議事日程	1
6	本日の会議に付した事件	2
7	議事	
	開会	4
	日程第1 会議録署名議員の指名	
	日程第2 会期の決定	
	日程第3 諸般の報告	
	日程第4 議案第64号 令和3年度南越前町一般会計補正予算(第4号)	
	日程第5 議案第65号 令和3年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算(第1号)	
	日程第6 議案第66号 令和3年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第2号)	
	日程第7 議案第67号 令和3年度南越前町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)	
	日程第8 議案第68号 令和3年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算(第1号)	
	日程第9 議案第69号 令和3年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第1号)	
	日程第10 議案第70号 令和3年度南越前町下水道特別会計補正予算(第1号)	
	日程第11 議案第71号 令和2年度南越前町各会計歳入歳出決算認定について	
	日程第12 議案第72号 令和2年度南越前町水道事業会計決算認定について	
	日程第13 議案第73号 南越前町地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
	日程第14 議案第74号 南越前町手数料徴収条例及び南越前町個人情報保護条例の一部改正について	
	日程第15 議案第75号 南越前町重要伝統的建造物群保存地区における南越前町税条例の特例を定める条例の制定について	
	日程第16 議案第76号 公の施設の指定管理者の指定管理期間の変更について	
	日程第17 議案第77号 工事請負変更契約の締結について	
	日程第18 議案第78号 工事請負変更契約の締結について	
	日程第19 議案第79号 工事請負変更契約の締結について	
	日程第20 議案第80号 財産の取得について	
	日程第21 報告第7号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について	
	日程第22 陳情第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について	
	日程第23 議案の常任委員会付託	
8	散会	16

# 目 次

## 第 2 号 (9月13日)

1	出席議員	17
2	欠席議員	17
3	説明のための出席者	17
4	職務のための出席者	17
5	議事日程	17
6	本日の会議に付した事件	17
7	議事	
	開議	18
	日程第1 一般質問	
	大浦 和博	18
	高橋 宏介	24
	熊谷 良彦	27
	山本 徹郎	30
	山本 優	33
8	散会	40

# 目 次

## 第 3 号 (9月17日)

1	出席議員	41
2	欠席議員	41
3	説明のための出席者	41
4	職務のための出席者	41
5	議事日程	41
6	本日の会議に付した事件	42
7	議事	
	開議	44
日程第1	議案第64号 令和3年度南越前町一般会計補正予算(第4号)	
日程第2	議案第65号 令和3年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算(第1号)	
日程第3	議案第66号 令和3年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第2号)	
日程第4	議案第67号 令和3年度南越前町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)	
日程第5	議案第68号 令和3年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算(第1号)	
日程第6	議案第69号 令和3年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第1号)	
日程第7	議案第70号 令和3年度南越前町下水道特別会計補正予算(第1号)	
日程第8	議案第73号 南越前町地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
日程第9	議案第74号 南越前町手数料徴収条例及び南越前町個人情報保護条例の一部改正について	
日程第10	議案第75号 南越前町重要伝統的建造物群保存地区における南越前町税条例の特例を定める条例の制定について	
日程第11	議案第76号 公の施設の指定管理者の指定管理期間の変更について	
日程第12	議案第77号 工事請負変更契約の締結について	
日程第13	議案第78号 工事請負変更契約の締結について	
日程第14	議案第79号 工事請負変更契約の締結について	
日程第15	議案第80号 財産の取得について	
日程第16	陳情第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について	
	各常任委員長報告	
日程第17	議案第71号 令和2年度南越前町各会計歳入歳出決算認定について	
日程第18	議案第72号 令和2年度南越前町水道事業会計決算認定について	
日程第19	決算特別委員会の設置について	
8	閉会	50

令和3年9月南越前町議会会議録

招集の告示 令和3年8月20日 南越前町告示第108号  
招集の期日 令和3年9月10日  
招集の場所 南越前町役場 議場

第 1 号 9月10日(金)

出席議員(敬称略) 14名

1番 高橋 宏介	2番 山本 徹郎	3番 大浦 和博
4番 城野 庄一	5番 熊谷 良彦	6番 喜村 喜代治
7番 平泉 初男	8番 加藤 伊平	9番 井上 利治
10番 生駒 一義	11番 秋田 重敏	12番 平谷 弘子
13番 山本 優	14番 丸岡 武司	

欠席議員(敬称略) なし

会議録署名議員 4番 城野 庄一 5番 熊谷 良彦

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(敬称略)

町 長	岩倉 光弘		
副町長	北野 徹		
総務課長	関根 将人	観光まちづくり課長	初一 剛
町民税務課長	野村 和子	保健福祉課長	山岸 健
農林水産課長	市村 誠	建設整備課長	中村 勝典

(教育委員会)

教 育 長	上田 康彦	事 務 局 長	坂井 浩伸
-------	-------	---------	-------

職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長	中村 幸彦	書 記	關 敏宏
--------	-------	-----	------

議事日程(別紙のとおり)

## 会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

議案第64号 令和3年度南越前町一般会計補正予算(第4号)

議案第65号 令和3年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算(第1号)

議案第66号 令和3年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第2号)

議案第67号 令和3年度南越前町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)

議案第68号 令和3年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算(第1号)

議案第69号 令和3年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第70号 令和3年度南越前町下水道特別会計補正予算(第1号)

議案第71号 令和2年度南越前町各会計歳入歳出決算認定について

議案第72号 令和2年度南越前町水道事業会計決算認定について

議案第73号 南越前町地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第74号 南越前町手数料徴収条例及び南越前町個人情報保護条例の一部改正について

議案第75号 南越前町重要伝統的建造物群保存地区における南越前町税条例の特例を定める条例の制定について

議案第76号 公の施設の指定管理者の指定管理期間の変更について

議案第77号 工事請負変更契約の締結について

議案第78号 工事請負変更契約の締結について

議案第79号 工事請負変更契約の締結について

議案第80号 財産の取得について

報告第7号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

陳情第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について

議案の常任委員会付託

---

開 会

〔開会 午前10時00分〕

○議長（秋田重敏君） 9月議会定例会の開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今年は、例年とは早い梅雨明けとなりましたが、全国的には、7月に静岡県熱海市で豪雨による土石流災害が発生し、8月には、各地において前線の停滞による河川の氾濫、土砂災害が発生をしました。

また、福井県においても、豪雨により多くの市町で土砂災害警戒情報などが出され、土砂崩れが発生するなど被災をされた地域もありましたが、幸いなことに南越前町においては、大きな被害等はありませんでした。

被災をされました方々に心からお見舞いを申し上げるとともに、犠牲となりました方々のご遺族の皆様に対し、謹んでお悔やみを申し上げます。

さて、9月ともなれば収穫の秋です。町内においても、黄金色に実った田んぼで稲刈りをされている農家の方々が見られるようになりました。

今年は、8月の長雨により日照不足や病害虫の心配がありましたが、本年の作況はやや良との予想が出ており、今年も良質でおいしいお米が収穫できるよう期待をいたしております。

また、秋といえば、各集落において秋祭りなどのイベントが行われますが、昨年引き続き、今年も新型コロナウイルス感染症によりまして、残念ながらお祭りの中止など、集落の伝統的な行事が継続できない状況でございます。

さらに、7月以降の県外由来による感染、変異ウイルスであるデルタ株による感染の増加により、県独自の緊急事態宣言が発出されており、県外への往来自粛、中止や会話時のマスクの着用、マスク会食の徹底など、日常生活に対する厳しい制約が続いております。

このような中、飲食店の関係者の皆様におかれましては、県からの営業時間の短縮など、感染の拡大防止対策に対しご尽力いただいておりますことに感謝を申し上げます。

議会といたしましても、行政が行う災害への対策や対応、新型コロナウイルス感染防止対策などに対し全力で支援してまいりますので、町長をはじめ、職員の皆さんにはご苦勞をおかけしますが、ご尽力をいただきますようお願いを申し上げます。

さて、今期9月定例会では、各会計補正予算や令和2年度決算認定、条例の制定や改正などの重要な案件が多くありますので、議員各位におかれましては、慎重審議いただきますようお願い申し上げまして、ごあいさつといたします。

ただいまより、令和3年9月南越前町議会定例会を開会いたします。本日の出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

[午前10時05分]

---

#### 会議録署名議員の指名

○議長（秋田重敏君）本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に入ります。日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、8番 加藤伊平君、9番 井上利治君を指名いたします。

---

#### 会期の決定

○議長（秋田重敏君）日程第2 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、去る8月6日と9月3日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので議会運営委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）議会運営委員長 14番 丸岡 武司君。

○14番（丸岡武司君）それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。令和3年9月定例会の運営につきまして、去る8月6日及び9月3日に正副議長出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。当委員会で協議し、決定いたしました結果につきまして、ご報告いたします。会期につきましては、本日より17日までの8日間といたします。議会日程につきましては、お手元にお配りいたしました日程表のとおりであります。

議員各位のご賛同とご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。以上です。



○議長（秋田重敏君）お諮りいたします。ただいまの丸岡委員長の報告のとおり、本定例会の会期を本日から17日までの8日間としたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から17日までの8日間とすることに決定しました。

---

#### 諸 般 の 報 告

○議長（秋田重敏君）次に、日程第3 諸般の報告を行います。6月議会定例会以降に開催されました会議等については、お手元に配付してあります「諸報告」のとおりです。

次に、監査委員から送付されました「例月出納検査の結果」につきましては、お手元に写しを配付してありますのでご覧願います。

なお、本日までに受理した請願・陳情等は、お手元に配付した受付一覧のとおりでございます。

これで、諸般の報告を終わります。

---

#### 議 案 の 上 程

○議長（秋田重敏君）次に、日程第4 議案第64号 令和3年度南越前町一般会計補正予算（第4号）から日程第20 議案第80号 財産の取得についてまでの17議案を一括して議題といたします。

---

#### 提 案 理 由 の 説 明

○議長（秋田重敏君）岩倉町長より、提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）本日ここに令和3年9月定例議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

はじめに、もはや“災害”ともいえる未曾有の感染拡大となりました新型コロナウイルス感染症の感染者は増え続けまして、国内の医療体制は危機的状況にあります。これまでに国内感染者は160万人を超え、死亡者も1万6千人に上り、8月21日には43都道府県で新規感染者数がステージ4相当になったと厚生労働省が明らかにいたしております。福井県に隣接するすべての府県に緊急事態宣言もしくは、まん延防止等重点措置が適用されております。

福井県も8月6日に4回目となる県独自の緊急事態宣言を発出しまして、感染予防、感染拡大防止の徹底に加えまして、8月11日から9月12日までの間は、飲食店に対する営業の時短要請や酒類の提供禁止の協力を要請したところあります。

しかしながら、現在までに県内では2,700人以上の感染者が報告されております。特に隣接する越前市の企業で大規模なクラスターが発生をいたしまして、本町への影響を危惧しているところであります。

本町のワクチン接種の状況でありますけれども、現在までに8,097名の方が1回目の接種が終了いたしております。第2回目の接種が終了された方は、7,376名で、対象者の78.66%が2回目の接種を終えております。

町では、7月下旬にさらに16歳から64歳までの未接種の皆さまには改めて再通知をさせていただきました。そして、感染拡大予防へのご協力を促したところであります。これ以上の感染拡大を抑止するために、改めて町民の皆さまの深いご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、福井県は9月13日から9月30日まで、特別警報に切り替えたところあります。

また、一方、8月上旬から中旬にかけて日本列島に停滞した前線の影響による豪雨によりまして、西日本を中心に甚大な被害が発生をいたしました。本町におきましても、8月13日から15日の早朝にかけて降り続いた総雨量が200mm近い大雨によりまして、8月14日に町内の一部の地域に土砂災害警戒情報が発令されまして、対象地区に避難所を開設いたしまして、自主的な避難を呼び掛けたところあります。

今後も災害が予測される場合は、最大限の情報収集に努めまして、関係機関との連絡調整を図り、速やかな避難を促すなど住民の生命・財産を守っていきたいと思います。

このような中、7月には東京オリンピック2020が、また8月には東京パラリンピック2020がそれぞれ開幕し、日本中に感動と勇気を与えてくれました。それぞれ無観客開催というコロナ禍の中での異例の大会となりましたが、開催にあたりご尽力されたすべての関係者に敬意と感謝を申し上げます。

そして、東京オリンピックにフェンシング日本代表として出場いたしました本町出身の青木千佳さんが、女子サーブル団体において見事5位入賞を果たしまして、先月20日に凱旋され、喜びのご報告を受けたところであります。

次に、令和3年度の主要事業の進捗についてご報告いたします。

南条SA周辺地域振興施設整備事業につきましては、本体工事も順調に推移をいたしております。現在、内装工事を進めております。そのほかの駐車場や公園の工事も9月末に完了する予定であり、町民の皆さまに限定した内覧会を10月の4日に開催し、10月8日にオープニングセレモニーを挙げる予定であります。

一方、上平吹橋の橋梁工であります。現在、舗装や防護柵の工事を施工中でありまして、平成26年度に着手以来8年を経て11月18日に開通いたします。

鯖波工業団地の拡張事業でありますけれども、6月に団地2区画の造成工事のほか、調整池や上水道の工事にも着手いたしまして、令和4年3月中旬に完成の予定であります。

統合中学校の開校準備事業でありますけれども、校舎改修工事やスクールバス専用道路整備工事に着手するとともに、3つの中学校の閉校に向けた準備を進めております。

東大道の分譲団地事業につきましては、令和4年2月の募集開始に向けまして現在測量、設計中であります。分譲区画数は10区画で、分譲価格は一坪あたり83,000円を予定しております。

花はす公園のリニューアル事業でありますけれども、公園内のバリアフリー化を進めるために、木橋や舗装の整備に加えまして、便所の改修工事を進めております。

そのほか、本年度に計画しました各事業につきましても概ね順調に推移しているところであります。以上、上半期の主要事業の進捗状況についてご説明を申し上げます。

この秋には衆議院議員総選挙が執行され、新型コロナウイルス感染症により混乱する日本社会の行く末を決める大変重要な選挙になります。

町民の皆さま方には、国政に一人ひとりの思いを伝える貴重な機会を活かしていただきたいと思っております。

そして、改めて新型コロナウイルス感染症対策に日夜取り組んでおられます医

療関係者の皆さまをはじめ、感染拡大抑止のために時短営業や、酒類の提供禁止にご協力いただいております飲食店等を経営されている事業者の皆さまに重ねて感謝を申し上げたいと思います。

町政の抱える人口減少・少子高齢化の抑止、地域の活性化施策の推進など、山積する課題の解決に誠心誠意に取り組みまして、住民福祉の向上と町の発展に尽力する所存であります。

議員各位をはじめ、町民の皆さま方の一層のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、9月定例議会に提案しました各議案の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

提案いたしました議案は、補正予算に関するものが7件、決算認定に関するものが2件、条例の一部改正に関するものが2件、条例の制定に関するものが1件、公の施設の指定管理者の指定管理期間の変更に関するものが1件、工事請負変更契約の締結に関するものが3件、財産の取得に関するものが1件の合計17件であります。

最初に、議案第64号 令和3年度南越前町一般会計補正予算（第4号）であります。予算現額に7,949万7千円を追加し、予算総額を91億2,657万2千円にいたそうとするものであります。

また、地方債補正では、緊急自然災害防止対策事業で限度額230万円、スクールバス整備事業で限度額370万円をそれぞれ追加し、鳥獣害対策事業で限度額を変更するものであります。

歳出の主なものは、総務費では、例規整備支援業務委託に159万4千円、庁舎フロア等改修整備事業に626万7千円、庁舎換気扇フィルター等取替修繕工事に122万1千円、地域団体活動再起支援事業補助金に270万円、避難所用Wi-Fi機器購入事業に432万3千円、災害時自動ラップ式トイレ購入に616万2千円、マイナンバーカード取得促進事業に317万4千円の追加。

民生費では、南条保健福祉センターWi-Fi設備設置工事に445万5千円、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付事務費補助金返還金に127万3千円、保育所等ICT化設備整備事業に114万2千円の追加。

衛生費では、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業に1,205万4千円の追加。

農林水産業費では、県単小規模土地改良事業に460万円、農業集落排水特別会計繰出金に450万7千円、鳥獣害対策協議会補助金に105万5千円の追加。

商工費では、鯖波工業団地拡張整備事業測量等業務委託に113万3千円の追

加。観光スポット訪問促進事業の事業見送りで998万8千円、産業物産フェア、今庄そばまつり、街道浪漫今庄宿などのイベント中止に伴う経費で2,392万5千円の減額。花はす温泉そまやまWi-Fi設備設置工事に632万5千円、今庄サイクリングターミナルWi-Fi設備設置工事に770万円の追加。

土木費では、除排雪機械整備事業補助金で300万円の減額。砂防指定地および急傾斜地申請業務委託に200万円、下水道特別会計繰出金に282万3千円の追加。

教育費では、スクールバス購入事業に1,906万6千円、今庄宿重要伝統的建造物群保存地区選定記念事業に622万1千円、南条文化会館Wi-Fi設備設置工事に401万5千円、南条勤労者体育センタートイレ改修工事に216万円の追加。

災害復旧費では、町道河野大良線災害復旧測量設計業務委託に280万円の追加等であります。

歳入の主なものは、国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金として1,041万4千円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として4,798万円の追加。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金で902万6千円の減額。社会資本整備総合交付金として100万円、へき地児童生徒援助費等補助金として750万円、国宝重要文化財等保存整備費補助金として311万円の追加。

県支出金では、県単小規模土地改良事業補助金として230万円の追加。北陸新幹線開業アイデアコンテスト実行支援事業補助金で499万4千円の減額。公立小中学校適正規模化支援事業補助金として750万円の追加。

町債では、鳥獣害対策事業債として510万円、緊急自然災害防止対策事業債として230万円、スクールバス整備事業債として370万円の追加等でありませぬ。

次に、議案第65号 令和3年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算（第1号）であります。予算現額に104万7千円を追加し、予算の総額を2億7,947万9千円にいたそうとするものであります。

歳出については、医業費では、施設の玄関ポーチ天井や医師住宅の修繕に係る経費として104万7千円を追加し、歳入については、一般会計繰入金51万2千円、繰越53万5千円を追加するものであります。

次に、議案第66号 令和3年度南越前町河野診療所特別会計補正予算（第2号）であります。予算現額に48万1千円を追加し、予算の総額を9,519万4千円にいたそうとするものであります。

歳出については、医業費で、へき地診療所代替医師派遣に係る経費として48万1千円を追加し、歳入については、繰越金48万1千円を追加するものであります。

次に、議案第67号 令和3年度南越前町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）であります。予算現額に474万1千円を追加し、予算の総額を2億9,440万2千円にいたそうとするものであります。

歳出については、今庄中部地区処理施設の破碎機の修繕料として474万1千円の追加であり、歳入については、一般会計繰入金450万7千円、繰越金23万4千円を追加するものであります。

次に、議案第68号 令和3年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算（第1号）であります。予算現額に166万3千円を追加し、予算の総額を1億8,646万2千円にいたそうとするものであります。

歳出については、会計年度任用職員の雇用に係る経費として74万5千円、施設の玄関ポーチ天井や入所者用備品の修繕に係る経費として91万8千円の追加であり、歳入については、一般会計繰入金95万5千円、繰越金70万8千円を追加するものであります。

次に、議案第69号 令和3年度南越前町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。保険事業勘定の予算現額に5,185万5千円を追加し、予算の総額を15億135万円にいたそうとするものであります。

歳出については、諸支出金として令和2年度分の清算による国県支出金等の清算金5,123万3千円、一般会計繰出金として令和2年度分の清算による町の清算金62万2千円を追加し、歳入については、介護給付費交付金265万8千円、繰越金4,919万7千円を追加するものであります。

次に、議案第70号 令和3年度南越前町下水道特別会計補正予算（第1号）であります。予算現額に1,104万4千円を追加し、予算の総額を1億9,262万3千円にいたそうとするものであります。

また、継続費の設定では、下水道事業公営企業会計移行事業の事業費の総額を5,031万4千円とし、年割額を令和3年度が891万円、令和4年度で1,975万6千円、令和5年度では2,164万8千円とするものであります。

歳出については、河野浄化センター水中攪拌機修繕料として213万4千円、地方公営企業法適用業務委託料として891万円の追加であり、歳入については一般会計繰入金282万3千円、繰越金22万1千円、町債800万円を追加するものであります。

以上、補正予算に関する議案7件についてご説明を申し上げます。

続きまして、議案第71号 令和2年度南越前町各会計歳入歳出決算認定及び議案第72号 令和2年度南越前町水道事業会計決算認定につきまして、その概要をご説明申し上げます。

令和2年度の一般会計、特別会計の11の会計の決算が会計管理者から提出されまして、企業会計である水道事業会計を併せて、先般、監査委員の審査に付し、審査が終了いたしましたので、その概要を報告し認定を賜りたいと思います。

まず、一般会計の決算であります。歳入総額は、107億3,734万2千円、歳出総額は、100億4,881万7千円で、歳入歳出の差引きは、6億8,852万5千円となりました。この差引額のうち、翌年度へ繰越すべき財源が3億434万1千円ありますので、実質収支は3億8,418万4千円となりました。

歳入は、前年度比22億7,911万8千円の増、歳出は、前年度比20億2,600万8千円の増となりました。

歳出を性質別に見てみますと、まず人件費は13億1,664万6千円で、前年度比222万5千円の減。物件費は14億6,325万6千円で、前年度比2億7,344万3千円の増。維持補修費は2億434万5千円で、前年度比8,395万6千円の増。一部事務組合への負担金等の補助費等は20億9,951万円で、前年度比10億1,926万6千円の増。起債の返済のための公債費は7億4,578万9千円で、前年度比1億1,270万円の減。普通建設事業費は23億7,543万5千円で、前年度比8億5,064万4千円の増。災害復旧事業費は143万円で、前年度比1,563万1千円の減。特別会計への繰出しなどの繰出金は9億6,757万円で、前年度比4,095万2千円の増。積立金は6,272万9千円で、前年度比8,082万3千円の減となりました。

また、義務的経費であります人件費、扶助費、公債費の合計は、28億3,144万7千円で、前年度比8,589万4千円の減となり、歳出総額に占めます割合は、28.18%となりました。

主な普通建設事業等といたしましては、南条SA周辺地域振興施設整備事業に10億349万2千円、上平吹橋橋梁架替事業に3億6,505万6千円、糠漁港上長谷離岸堤機能増進事業に1億2,300万円、情報通信利用環境整備推進事業負担金に9,009万5千円、町道日野団地線消雪施設等整備事業に5,830万6千円、校内通信ネットワーク整備事業に4,350万5千円、管内小学校空調整備事業に3,828万8千円、糠漁港上長谷船揚場機能保全事業に3,799万円、地域優良賃貸住宅整備事業に3,525万1千円などを実施いたしました。

また、主な新型コロナウイルス感染症対策関連事業といたしましては、特別定額給付金事業に10億4,513万3千円、児童生徒用タブレット端末等機器購

入事業に7, 230万3千円、子育て支援特別給付金事業に4, 455万円、消費活性化ポイント付与事業に3, 743万5千円、庁内テレワークシステムオンライン会議導入事業に2, 491万5千円、小規模事業者応援給付金交付事業に2, 116万3千円、公共施設自動体温検知カメラ等導入事業に1, 419万円、宿泊客誘客促進事業に1, 231万7千円などを実施いたしました。

歳入の主なものは、町税は12億8, 265万1千円で、前年度比6, 740万3千円の減。地方交付税は38億4, 943万4千円で、前年度比5, 969万3千円の増。国県支出金は34億6, 275万5千円で、前年度比18億4, 604万8千円の増。町債は8億420万円で、前年度比4億6, 600万円の減。

なお、令和2年度末の起債の残高は、58億4, 224万4千円となり、前年度比8, 784万1千円の増となりました。

次に、10の特別会計につきましては、決算の合計額は、歳入が37億9, 271万9千円、歳出が37億1, 092万1千円となりました。

最後に、水道事業会計であります。収益的収入は3億7, 665万5千円、支出は3億7, 415万5千円で、純利益として56万円を計上することとなりました。

また、資本的収支につきまして、支出総額が1億1, 159万円となり、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上、令和2年度の各会計及び水道事業会計の決算状況についてご説明を申し上げます。

是非とも認定賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第73号 南越前町地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

これは、甲楽城多目的施設の用途を廃止したいので、今回提案いたすものであります。

次に、議案第74号 南越前町手数料徴収条例及び南越前町個人情報保護条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

これは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、これに係る条例の一部を改正する必要があるため、今回提案いたすものであります。

続いて、議案第75号 南越前町重要伝統的建造物群保存地区における南越前町税条例の特例を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

これは、国の重要伝統的建造物群保存地区に今庄宿が選定されたことに伴いまして、保存地区内の土地及び家屋に課する固定資産税の減額を行う特例を定める



ことにより、保存地区の歴史的環境の保全を図りたいので、今回提案いたすものであります。

次に、議案第76号 公の施設の指定管理者の指定管理期間の変更について、ご説明申し上げます。

これは、南条農産物等直売組合を指定管理者として管理を行わせている公の施設について、指定管理者の指定を取り消すことに伴い、指定管理期間を変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、今回提案いたすものであります。変更後の指定の期間を、変更前の令和7年3月31日までとしていたものを、令和3年10月3日までにいたそうとするものであります。

続きまして、議案第77号から議案第79号までの工事請負変更契約の締結について、ご説明申し上げます。

これは、この契約が予定価格5,000万円以上の工事の請負のため、南越前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、今回提案いたすものであります。

最初に、議案第77号は、南条SA周辺地域振興施設公園改修工事その2で、契約額を5,387万8千円から5,837万7千円に変更いたそうとするものであります。

次に、議案第78号は、南条SA周辺地域振興施設駐車場等整備工事で、契約額を1億2,011万3千400円から1億2,884万3千円に変更いたそうとするものであります。

続いて、議案第79号は、令和2年度上平吹橋橋梁上部工事で、契約額を6,233万7千円から7,000万円に変更いたそうとするものであります。

最後に、議案第80号の財産の取得について、ご説明申し上げます。

この財産の取得につきましては、予定価格が700万円以上の動産の買入れのため、南越前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要といたしますので、今回提案いたすものであります。

取得する物品は、災害時における非常用電源を確保するための電気自動車・可搬型給電器、充電器で、契約の方法は、指名競争入札、取得金額は1,809万3,134円で、三田村商会 三田村一夫と物品購入契約を締結いたそうとするものです。

以上、9月定例議会に提案をいたしました17議案につきまして、ご説明を申し上げます。

ご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

す。以上です。

〔町長（岩倉光弘君）降壇〕

○議長（秋田重敏君）これにて提案理由の説明を終わります。次に、日程第21  
報告第7号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について  
及び日程第22 陳情第4号については、お手元に配付してありますのでご覧願  
います。

---

質 疑

○議長（秋田重敏君）次に、先ほど町長から提案理由の説明がありました議案第6  
4号 令和3年度南越前町一般会計補正予算（第4号）から議案第80号 財産  
の取得についてまでの17議案に対する質疑を行ないます。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

議案の常任委員会付託

○議長（秋田重敏君）次に、日程第23 議案の常任委員会付託を議題といたしま  
す。お諮りいたします。議案第64号 令和3年度南越前町一般会計補正予算（第  
4号）から議案第70号 令和3年度南越前町下水道特別会計補正予算（第1号）  
までの7議案、及び議案第73号 南越前町地区集会所の設置及び管理に関する  
条例の一部改正についてから議案第80号 財産の取得についてまでの8議案並  
びに陳情第4号につきましては、配付いたしました議案付託表のとおり、各常任  
委員会にそれぞれ審査を付託したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます。よって、議案第64号から議案第70  
号までの7議案及び議案第73号から議案第80号までの8議案、並びに陳情第  
4号につきましては、各常任委員会にそれぞれ付託して審査を行うことに決定を  
いたしました。

---

散 会

○議長（秋田重敏君）以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。  
本日は、これにて散会いたします。

〔散会 午前10時43分〕

第 2 号 9月13日(月)

出席議員(敬称略) 14名

1番 高橋 宏介	2番 山本 徹郎	3番 大浦 和博
4番 城野 庄一	5番 熊谷 良彦	6番 喜村 喜代治
7番 平泉 初男	8番 加藤 伊平	9番 井上 利治
10番 生駒 一義	11番 秋田 重敏	12番 平谷 弘子
13番 山本 優	14番 丸岡 武司	

欠席議員(敬称略) なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(敬称略)

町 長	岩倉 光弘		
副町長	北野 徹		
総務課長	関根 将人	観光まちづくり課長	初 一 剛
町民税務課長	野村 和子	保健福祉課長	山岸 健
農林水産課長	市村 誠	建設整備課長	中村 勝典

(教育委員会)

教 育 長	上田 康彦	事 務 局 長	坂井 浩伸
-------	-------	---------	-------

職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長	中村 幸彦	書 記	關 敏宏
--------	-------	-----	------

議事日程(別紙のとおり)

会議に付した事件

一般質問

---

開 議  
〔開議 午前10時00分〕

○議長（秋田重敏君）本日の出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これより日程に入ります。

---

一 般 質 問

○議長（秋田重敏君）日程第1 一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式または一括質問一括答弁方式の選択制にしております。質問時間は、答弁を含めて1議員45分以内となっておりますので、理事者、議員各位のご協力よろしくをお願いをいたします。

一般質問は、高橋宏介君、山本徹郎君、大浦和博君、熊谷良彦君、山本 優君の5名から通告がありましたので、お手元に配付の一般質問表のとおり、順次発言を許します。

初めに、

1. コロナ禍における飲食店や旅館業の支援について
2. 重要文化的景観を活用した観光とのタイアップについて
- 3番 大浦和博君。

〔3番（大浦和博君）登壇〕

○3番（大浦和博君）おはようございます。大浦です。議長からお許しを得ましたので、今回もトップバッターで質問させていただきます。その前に少しだけ時間をいただきます。

7月、首都圏でコロナ感染者が拡大する中、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催され、それぞれ多くのメダル獲得で閉幕いたしました。開催には人それぞれいろいろな思いがあったと思いますが、本町の青木千佳さん、本町出身の西島美保子さんをはじめ、県内から多くの選手が出場し、活躍されました。オリンピック・パラリンピックに出場した全てのアスリートから多くの勇気と感動をいただき、ありがとうございました。そして、お疲れさまでした。

また、国内でワクチン接種が始まりましたが、全国的に感染者は多く、収束には至っておりません。感染者は、未接種者、第1回接種済者、2回接種済者で見ますと、未接種者が多いものの接種済みの方も感染しているようです。しかし、接種者

は、重篤者は少ないとのこと。町内の接種率は、9月7日時点で2回接種済者は全体の約86%とのことですが、若年層の接種が若干進んでいない状況とのこと。

接種につきましては、個人それぞれ諸問題、持病やアレルギー、不安等もあり、なかなか難しい問題ではありますが、自分の命を守ることはもちろん、家族や友人等のことを考え、できる限り接種していただければと願うところです。

長くなりましたが、質問に入らせていただきます。

1つ目の質問、コロナ禍における飲食店や旅館業の支援策についてお伺いいたします。

飲食店や旅館業の支援につきましては、国・県・町が連携して支援事業に取り組んでおりますが、度重なる緊急事態宣言が出されるとともに、まん延防止等重点措置を受ける県も拡大しております。

本県も感染者数が増え続ける中、県独自の緊急事態宣言を出し、県をまたぐ移動の中止を求めるほか、他県からの帰省の中止や延期を求め、このことにより、県の支援策「ふくいdeお得」キャンペーンも予約受付停止の状態となりました。

町の支援策、飲食店・宿泊施設応援クーポン発行事業は、県内外を問わず全ての方が対象であり、割当額が決まっておりますが、県民対象である県の支援策の停止等により、町の支援事業についてもキャンセル等が多く発生していると聞いております。

県の支援事業は、申込みも含めて事業を延長しておりますが、町の支援事業の延長は考えないのか伺います。

また、現在、国の支援事業、月次支援金制度は、通常の営業時と比較して1か月の売り上げが50%以上減少している事業者に対し10万円を支給する制度がありますが、この制度をほとんどの事業者が毎月活用してしのいでいる現状と聞いております。町も独自で小規模事業者等もっと応援給付金を支給しておりますが、交付は1度です。

先日、杉本知事と県内全ての首長との政策ディスカッションが開催され、地方創生臨時交付金を活用し、観光客数の回復事業の要望等を行ったとのことであり、ぜひ支援事業の延長や新規の支援事業をお願いしたいと思いますが、昨年のカニシーズンでは、支援事業があったものの、事業の停止やカニ自体の価格が高く、旅館業者の利益は少なかったと聞いております。

現在、国・県・町の支援事業はあるものの、一時停止等によるキャンセル等により、飲食店や旅館業者はかなり落胆しております。このような厳しい現状であることを認識していただき、カニシーズンを迎えるにあたり、飲食店、旅館業者が少しでも笑顔で継続できるよう、町は新たな独自の支援事業、例えば昨年実施いた

しました全国で使えるクオカード、これは非常に好評だったと聞きました。ただ、昨年は町外のお客様だけが対象でしたが、今回、町内を含めた全ての方を対象とした事業等の考えはないのかお伺いいたします。

○議長（秋田重敏君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）ただいまの大浦議員のコロナ禍における飲食店、旅館業の支援についてお答えをいたします。

町では、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた町内の飲食・宿泊事業者を支援するために、事業の参加店舗で飲食や宿泊をした際に、会計額に応じて割引のクーポンを発行する「南越前町飲食店・宿泊施設応援クーポン発行事業」を8月1日から、1店舗当たり上限額を設けまして実施をいたしております。

出だしは好調でありまして、参加店舗の4割弱が8月末時点で上限に達しております。また、上限に達していない店舗にあってもこの使用状況というのは平均で7割を超えている状況であります。本事業は、ほかの支援策の停止の有無にかかわらず、10月31日まで利用できますので、利用期間については現時点では当初計画どおり実施をしていきたいと思っております。

次に、カニシーズンを迎えるに当たっての新たな支援事業についてであります。今ほど説明しましたクーポン発行事業の拡充、第2弾を現在検討しているところであります。こちらにつきましては、予算の範囲内でカニシーズンを含む冬期間における飲食・宿泊事業者への支援策と位置づけて、町民にとっても利用しやすい制度設計に努めてまいりたいと思っております。

大浦議員ご指摘のとおり、この支援制度が整っていても、緊急事態宣言が発出されることで人の流れが止まり、キャンセルなどの影響も懸念されますので、町では直接的な支援事業も検討しながら、町内の飲食店、宿泊業の方々の事業継続を支えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（秋田重敏君）大浦和博君。

○3番（大浦和博君）カニシーズンに向け、町独自の第2弾の支援策を検討しているとの答弁、今後期待しておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、重要文化的景観を活用した観光とのタイアップについてお伺いいたします。令和3年3月、越前海岸の水仙畑が重要文化的景観に選定されました。選定さ

れた地区は、福井市越廼の下岬地区、越前町の上岬地区と本町の糠地区です。福井市越廼の下岬地区及び越前町の上岬地区の水仙畑は、獣による被害はあるものの、多くの水仙が咲いており、観光にも力を入れております。

しかし糠地区は、10年ほど前から海岸線の水仙が少なくなり、今ではほとんどの水仙畑が夏は雑草地帯、冬はハゲヤマ化している中での選定であります。糠地区の選定理由は、水仙畑のみならず、冬季の酒造りの杜氏が大勢いたため、その杜氏の功労碑や建造物も対象となったとのことであります。

それらを踏まえ、お聞きいたします。

先日も重要文化的景観保存活用連絡協議会が開催され、令和3年度のソフト事業が採択されました。選定された地区住民といたしましては、やはり水仙の復活です。しかし、これには非常に難しい問題であり、急斜地の水仙畑を復活するには、獣害柵の設置はもちろんのことではありますが、それと同様に落石防護壁が必要不可欠です。これには多額の費用がかさむと想像されますが、事業は可能なのでしょうか。

また、杜氏集落としての選定も受けましたが、何かできないか。例えば、空き家を利用した酒蔵造りとしての改修や酒造りのための井戸掘り、また展示を目的とした建物への改修等です。現在、当地区に杜氏として長年携わった方がおり、その方の指導で酒造り体験や右近家、中村家、そして水仙畑と連携した観光巡りの一つにできないか。

重要文化的景観の選定を受けた地区といたしましては、大変喜んでいるところではありますが、何分、今水仙が見えない海岸線をまず一歩ずつ水仙を復活するとともに、先人が歩んだ歴史、杜氏を後世に引き継ぐとともに、活性化の一助になればと思うところです。

町は右近家、中村家、そして重要文化的景観として選定された水仙畑や杜氏集落の歴史を観光事業の一連として考えられないのかお伺いいたします。

○議長（秋田重敏君）岩倉町長。

○町長（岩倉光弘君）ただいまの大浦議員の重要文化的景観を活用した観光とのタイアップについてお答えをいたします。

この「越前海岸の水仙畑・糠の文化的景観」につきましては、今年3月に重要文化的景観の選定を受けまして、8月に福井市、越前町、南越前町の3市町の水仙農家、また、まちづくり団体、観光協会等の代表で構成されます越前海岸の水仙畑の文化的景観保存活用連携協議会というのが設立されました。

今後は、この3つの市町の連携を十分に図りながら、文化的景観の保存活用計



画を運用していきたいと思っております。まず、この水仙畑の復活に向けた圃場の整備をはじめ、文化的景観の魅力発信や地域の活性化のためのソフト事業として、人材育成事業、そしてまた広域ガイドマップの作成、案内サイン等の設置についての事業を進めてまいりたいと思っております。また、杜氏の文化をはじめとする糠地区の歴史文化につきましても、地域の方々や関連団体のご理解とご協力をいただきながら総合的に取り組んでいきたいと思っております。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（秋田重敏君）市村農林水産課長。

○農林水産課長（市村 誠君）水仙畑を中心とした文化的景観の価値を広く伝えていくための取組といたしまして、農林水産課が担う役割として、保存活用計画に記載されております、水仙栽培に対する支援、獣害対策への支援、水仙栽培の担い手の育成がございます。

中でも、獣害対策への支援につきましては、鹿用ワイヤーメッシュ柵の設置に加え、大小様々な落石を防止する落石防護柵あるいは防護ネットの設置を来年度以降の事業実施に向け、県に強く要望してまいります。

またあわせて、丹南農林総合事務所等と連携して、水仙栽培のノウハウの伝承や新規就農者の発掘・育成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（秋田重敏君） 初一観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（初一 剛君）「越前海岸の水仙畑・糠の文化的景観保存活用計画」では、「文化的景観の特性」の項におきまして、農作業や漁業ができない冬場のなりわいとしまして、他国での酒造りの出稼ぎが広まり、そこから組織された越前糠杜氏組合の成り立ちですとか、酒造りの守護神である京都嵐山の松尾大社の分社が杜氏組合によって建立され、境内地には糠杜氏の発展に尽力した杜氏たちの酒造功労碑が建てられたことなど、歴史的な背景が記載されておりました。この功労碑を文化的景観の重要な構成要素として位置づけています。

そして保存活用計画では、糠杜氏関連の功労碑という構成要素を、観光に活用するというよりは、保存・保護の対象としていくことに重きを置いております。また、糠杜氏の酒造りは、京阪神を中心に、出稼ぎに行っていて、行われていました。

こうしたことから、町としましては、糠杜氏という歴史文化を直接的に観光事業へ活用することは計画しておりませんので、ご理解をお願いいたします。

しかしながら、大浦議員がご指摘のとおり、糠杜氏は次の世代に語り継がれるべき、町の貴重な歴史文化であると考えておりますので、後世に伝えていくための事業の取組につきまして、検討してまいりたいと考えております。

○議長（秋田重敏君）大浦和博君。

○3番（大浦和博君）獣害対策支援、よろしく願いいたします。また、糠杜氏集落としての保存・保護として町の考え方、分かりました。ただ、今最後に課長がおっしゃってくれましたけれども、後世に伝えていくためには、やはり展示とか、河野図書館下で展示してありますけれども、糠地区が選定されたところにそういう展示物等を掲げる建物等をまた考えていただければなと思うところがございます。これにつきましては、区長等と相談しながらまた町に相談したいと思っております。

もう一つお伺いしますけれども、今、農村景観保存活用計画というのがございます。これには、この7-2の表にいろいろ書いてございます。これには、家屋の新築、増築、改築、取壊しで、補助になると読み取れます。この補助に丸が打っているのは、町の補助要綱基準に準じているだけなのか、また、この糠地区、選定地区は特別区として対応できるのか、お伺いいたします。

○議長（秋田重敏君）坂井教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（坂井浩伸君）ご質問にお答えいたします。

「越前海岸の水仙畑・糠の文化的景観」では、水仙畑のほか、糠川の河口から奥に形成された集落の景観も文化的景観の重要な構成要素として位置づけられており、集落内の家屋、石積み、石仏等を保存の対象としています。そうした物件の修理、復旧に対する補助制度としましては、国には文化庁が所管する文化的景観保護推進事業補助金、県には交流文化部が所管する重要文化的景観保存活用推進事業補助金、町には指定等文化財保存費補助金があります。

糠集落の家屋の維持保存の基準につきましては、文化的景観保存活用計画において、「現状維持または周辺のものとの調和を図ること」としてあります。家屋の新築、取壊しは補助対象とはなりません。家屋の外観の修理、復旧につきましては、そうした基準や南越前町景観計画における建築物に係る景観形成基準に適合するものが補助対象となります。

以上でございます。

○議長（秋田重敏君）大浦和博君。

○3番（大浦和博君）この表を見る限り、新築、増築、改築、取壊しが補助対象とみなしてしまいます。今の説明では、対象にならないということですが、なかなか分かりにくいところがございます。地区住民に周知は無理だと思いますけれども、糠区には区長をはじめ役員がおりますので、区長と相談しながらまた周知に努めていただきたいと思います。

これまで、重要文化的景観に指定されました糠地区について質問、対応を聞きましたが、そもそも水仙は糠地区以外の甲楽城や河野地区全体でも咲いておりました。重要文化的景観地区以外の有志が水仙栽培の獣害防止柵の設置要望があれば対応は可能なのか、お伺いいたします。

○議長（秋田重敏君）市村農林水産課長。

○農林水産課長（市村 誠君）糠区以外の集落への獣害防止柵の支援ということですが、現行の補助制度における鹿の侵入防止柵設置に係る町の9割補助制度をご活用いただいて、集落での取組をお願いしたいと考えております。

また、南越前町の特産品の奨励及び生産農家の育成という観点から、水仙栽培に意欲のある農家あるいは生産組織に対して、一定の支援をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（秋田重敏君）大浦和博君。

○3番（大浦和博君）資材費9割補助、大変ありがたい事業であります。くい打ちと設置が問題となります。水仙を含めた農地の維持、保全を強く望む方々が頑張ってくれることを願いまして、私の質問を終わります。

○議長（秋田重敏君）これにて大浦和博君の質問を終わります。

次に、

1. 南越前町小規模事業者もっと応援給付金支給事業について

1番 高橋宏介君。

〔1番（高橋宏介君）登壇〕

○1番（高橋宏介君）それでは、一般質問をさせていただきます。

南越前町小規模事業者もっと応援給付金支給事業について伺います。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経営に影響を受けた町内の小規模事

業者等に対し、募集期間7月15日から10月31日までであります、もっと応援給付金、1回限り10万円を支給するこの事業であります、申請するにあたり、条件として国の一時支援金または福井県版持続化給付金を受給している町内の事業者、この部分に問題があると思います。

町が単独で行う事業者向けの給付金は、今回で2度目であります。前回、令和2年8月11日から10月31日の募集期間で行った小規模事業者応援給付金るときでは、申請条件は国の持続化給付金または県の小規模事業者等再起応援給付金の交付を受けている町内の事業者ということでありました。このとき、町内の事業者はほとんどの方々がどちらかの給付金の交付を受けていたため、この町単独の応援給付金も多数の町内の事業者が申請を行うことができました。

しかし、現在行っている町単独の応援給付金は、申請の条件に設定されている国の一時支援金と福井県版持続化給付金は申請の条件が厳しかったため、町内の事業者の受給率が低い。そのため、多くの町内の事業者は、この町が単独で行っている今回の応援給付金は申請条件を満たすことができず、申請が行えなくなってしまっています。

県は福井県版持続化給付金の申請数が少なかったため、対策として条件を緩和・拡充し、県が実施した給付金の中でも最も交付数の多かった県の小規模事業者応援給付金の交付を申請の条件に加えた経営改善支援金や中小企業者事業継続支援金を追加しました。これらの給付には多くの事業者が申請を行った、もしくは行うのではと思います。

町の単独の給付金も条件をつけ、不正受給を防ぐことは大切なことでもあります。そして、国や県の給付金を受給している町内の事業者を対象とすれば、国や県の審査を既に受けているため、町は審査を行う必要がなく、事業者に迅速に給付することが可能になります。去年行われた給付金の中でも、申請から給付まで町が行った応援給付金は、国、県が行った給付金に比べ驚くほどに給付が早く、町内の事業者は大変喜んでいました。しかし、一つ間違っただけで、今回のように町内の事業者の多くが申請できなくなってしまうなどの危険もございます。

今回の申請条件に設定した国の一時支援金と福井県版持続化給付金の交付率が低かったことは、本町も予想をしていなかったことではあると思いますが、1回目の町単独の応援給付金ときは、町内の事業者が多く交付を受けているであろう給付金を対象に条件とされていました。条件の設定は情勢を見極め、慎重に行っていたと思います。

県も現在行っている中小企業者事業継続支援金は、現在の新型コロナウイルス感染症の県内の急激な拡大、そして県の非常事態宣言、宣言の延長による事業者への影響を深刻に受け止め、さらに補助金額を拡充した内容に変更、そして募集期間

の延長を行いました。

本町の応援給付金も条件の追加などの内容を変更し、現在の情勢に対応した内容に改善、町内の事業者が多く申請できるようにするべきであると考えます。

所見を伺います。

○議長（秋田重敏君） 岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君） ただいまの高橋議員の南越前町小規模事業者もっと応援給付金支給事業についてお答えをいたします。

この事業につきましては、厳しいコロナ禍にあって、町内事業者の経営の持続化を支援するため、一定の要件を満たせば1事業所当たり10万円を支給するという事業であります。その要件は、国の一時支援金か福井県版の持続化給付金のどちらかを受けていることとしております。これは、申請手続、審査事務の簡素化を図り、迅速な給付金の支給につなげていくためのものであります。

しかし、令和3年1月、2月、3月の売上げが令和元年または令和2年と比較し、50%以上減少している場合を要件とする国の一時支援金、もしくは各種の給付金を含んで令和2年度の年間売上げが令和元年度と比較して10%以上減少した場合を要件とする福井県版持続化給付金は、高橋議員ご指摘のとおり、申請者にとっては少しハードルが高いものとなっているようであります。

昨年度町が実施しました応援給付金に対しまして、今年度のもっと応援給付金は、8月末現在時点で3割程度と低調な状況にあります。県では、緊急事態宣言の長期化によりまして、さらなる影響を受けます小規模事業者への追加支援や既存制度の補完を図るために、経営改善支援金、そして中小企業者等事業継続支援金の支給を始めたところでありまして、町としましても、早期に現行制度の支給要件、そしてまた申請期間の見直しに着手をいたしまして、予算の範囲内におきまして、広く町内の事業者には支援が行き届くように取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（秋田重敏君） 高橋宏介君。

○1番（高橋宏介君） 町は、単独の事業で応援給付金や山海里応援弁当、高齢者応援プレミアム付商品券、そして現在行っている飲食店・宿泊施設応援クーポン発行事業など、様々な事業を行い、コロナウイルス感染症の影響に苦しむ町内の住民や事業者を支援してきました。

効果はしっかりと出ていると思いますし、町民の評価も高いと思います。しかしながら、コロナウイルス感染症は、「今抑え込めば」、「今我慢すれば」と町内の事業者は国や県、町の営業自粛などの指導に従い、耐え忍んできましたが、終わりが見えることもなく、1年と半年余りが経過いたしました。町内の事業者も疲れが出てきています。何をやっても無駄だと諦める声も聞こえてきます。

コロナウイルス感染症は、変異株の出現など予想を超える感染力を持ち、ワクチンの接種に尽力を尽くしてもなかなか抑え込むことができず、長期戦になってしまいました。これからは、今まで町が行った支援事業の成功例を基に、一時的な支援である給付金などを行いながら、中長期的な支援事業も検討していただきたく思います。

また、飲食店・宿泊施設など商業の事業者だけではなく、建設や製造、職人などの工業への事業者への支援も拡充していただきますよう、検討していただきますようよろしくお願いいたします。

これで、一般質問を終わります。

○議長（秋田重敏君）これにて高橋宏介君の質問を終わります。

次に、

1. 道の駅「南えちぜん山海里」の周辺環境整備について

5番 熊谷良彦君。

〔5番（熊谷良彦君）登壇〕

○5番（熊谷良彦君）議長のお許しをいただきましたので、今9月定例会では、道の駅「南えちぜん山海里」周辺環境整備について質問をいたします。

南条サービスエリアに併設されます道の駅「南えちぜん山海里」が、いよいよ10月8日オープンすることになりました。周辺住民はもとより福井県民全体が目撃している事業がやっと日の目を見ることとなります。私も毎日のように現場周辺を通り、刻々と出来上がる建物や駐車場などを見てまいりました。今後、多くの人が立ち寄り、地場産野菜のコーナーをはじめとしてキッズコーナーや隣接するウォーターランドが活用され、地域の一層の活性化につながることを希望する次第です。

一方、気がかりなのが交通量の増大です。ここは町内の生鮮野菜や加工品を買い求める人が朝早くから利用されることが想像され、また、インターチェンジから出てくる観光客の車、ごみの収集運搬車、一般車両、地元住民の通勤車が通行いたします。さらに、近くには通学路もあり、今申し上げた状況では交通事故の危険性が増すことが容易に想定でき、地元住民の心配ももっともなことです。

この周辺の道路整備について、どのように考えておられるかを町長にお伺いいたします。

次に、この道の駅のオープンにより、多くの観光客が南条スマートインターチェンジを利用して、花はす公園や重伝建の今庄宿、そして右近家、中村家住宅など、我が町の隅々まで観光していただけることと思います。

そこで、来客者が迷わないように、道の駅またはE T Cの出入口に南越前町の主な施設に対する大きな案内板の設置が必要ではないかと考えます。また、夜間の来客への安全を確保するため、駐車場及びその周辺に街灯や道路の誘導灯などの設置も必要ではないでしょうか。「南越前町によろこそ」という気持ちを表すためにも、ぜひ設置していただきたいと考えます。

せっかくできました夢のある施設であり、今後の地域活性化の拠点ともなることです。南越前町のおもてなしの心を表すためにも、周辺の道路整備及び安全な環境整備について、どのように考えておられるのかを建設整備課長にお伺いいたします。

○議長（秋田重敏君） 岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君） ただいまの熊谷議員の道の駅「南えちぜん山海里」の周辺環境整備について、1問目についてお答えをいたします。

この道の駅「南えちぜん山海里」は、10月8日にオープンを控えております。北陸自動車道で県内唯一のサービスエリアに隣接をいたしまして、高速道路と一般道路の両方から利用できることから、大きな集客力、そして発信力を持つ施設であります。ここでは、地元の農林水産物や特産品の販売をはじめ、酒類の販売、キッズルームの設置、施設に隣接する公園の整備によりまして、より多くの世代に長時間楽しんでいただける施設でありまして、地域の振興、交流促進に大きな期待をしているところであります。

さて、議員ご質問の、周辺の環境整備でありますけれども、この道の駅の開設によりまして、車両、自転車、歩行者などの交通量が増加することが予測されます。通行者の安全を確保するために、周辺の町道であります柳町線と鋳物師阿久和線に歩道の整備をしております。また、町道駄小屋線と八斗田線には拡幅改良などを実施しております。さらに、今後は国道305号線鯖波跨線橋から南条スマートICに直接アクセスできるよう、仮称ではありますが鯖波大橋の新設を計画していきたいと思っております。安全な道路交通の確保、そしてまた越前海岸への観光の促進、そしてまた新ごみ処理施設「エコクリーンセンター南越」への搬入路として

整備の促進を図っていきたいと思っております。

観光案内板等については、担当課長のほうからお答えをいたします。

○議長（秋田重敏君） 中村建設整備課長。

○建設整備課長（中村勝典君） 観光案内及び街灯についてお答えいたします。

道の駅「南えちぜん山海里」は、本町の観光振興や地域活性化、また地域の魅力の発信拠点としての役割を担い、観光案内や地域の魅力をPRする情報発信コーナーを24時間開設いたします。まず、2階中央部の観光案内所には、町観光連盟による専属の観光案内人を配置するとともに、花はす公園や河野北前船主通り、今庄宿などの町内の代表的な観光地をはじめ、その他の全ての観光地につきまして、パネルや観光マップの展示及びモニター画面をタッチしながら観光地の検索を行うデジタルサイネージなどを設置しまして、来場者の方に町の魅力を発信していきます。

なお、ETC出入口の大きな観光案内板の設置につきましては、道路基準により歩行者を対象とした案内板の設置しかできないことから、ドライバーに対しましては道の駅情報発信コーナーを活用してまいります。

次に、街灯につきましては、道の駅駐車場並びに施設の周辺道路であります町道鋳物師阿久和線及び町道柳町線に照明を整備予定であります。

以上です。

○議長（秋田重敏君） 熊谷良彦君。

○5番（熊谷良彦君） ただいま町長から、地域住民が以前より切望しておりました仮称鯖波大橋新設検討の回答をいただきました。305号線の鯖波跨線橋から大橋を架け、ごみ収集車が直接新ごみ処理施設「エコクリーンセンター南越」へ搬入することができれば、道路交通の整理と緩和が図られ、南条サービスエリア周辺住民の安全確保に大いに貢献するものと考えます。できるだけ早期の完成を願っております。

また、中村建設整備課長から回答がありました、町道鋳物師阿久和線及び町道柳町線に街灯がつかますと、夜間の観光客も安全に通行できることと思います。これにより、道の駅「南えちぜん山海里」がますます盛況となり、地域の活性化につながることを切に願ひまして、私の一般質問といたします。

○議長（秋田重敏君） これにて熊谷良彦君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。



---

休 憩  
〔休憩 午前10時50分〕  
〔再開 午前11時00分〕

---

再 開

○議長（秋田重敏君）会議を再開いたします。

次に

1. 町におけるデジタル化に向けた取組について
- 2番 山本徹郎君。

〔2番（山本徹郎君）登壇〕

○2番（山本徹郎君）議長のお許しをいただきましたので、休憩後のトップバッターとして発言させていただきます。今回、町におけるデジタル化に向けた取組ということで質問をさせていただきます。

近年、デジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXというワードを至るところで目にします。9月にはデジタル庁が発足しました。もともとは、企業の生産向上を目的にスタートしましたが、今では自治体でも推進が加速しており、DXは社会全体での共通課題になっていると考えられます。自治体におけるDXの定義としては「アナログな業務やデータをデジタル化して共有することで、様々な機関や企業、地域住民が有効活用しながら、社会的な課題解決を図ること」となっており、様々な取組が実施されております。

例えば、愛媛県ではデジタルマーケティングを活用した特産品の販促活動を実施しているほか、東京都三鷹市では保育所の入所手続においてRPAツールやAIOCRツールを活用しております。このRPAツール、AIOCRツールというのは、RPAというのはいわゆるルーティーン作業、同じ作業、いわゆる定型的で反復作業を行う事務作業のことです。AIOCRツールというのは、AIは人工知能、OCRは光学文字認識ということで、印字や手書き文字を認識して紙申請書や申込み等をテキスト化して自動で入力できるツールでございます。

こういうことを活用すると、40%程度の業務効率化を実現しているということでございます。デジタル化については、本町でも既に実施しているとは思いますが、本町におけるデジタル化に関する現状、いわゆる庁舎内におけるデジタル推進、行政サービスのデジタル化進捗状況などについてお伺いをいたします。

○議長（秋田重敏君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）ただいまの山本徹郎議員の町行政におけるデジタル化の現状についてお答えをいたします。

町民の利便性向上に資するデジタル化の現状の一例としましては、税金や上水道料金のコンビニ決済、キャッシュレス決済を一部導入しております。また、内部事務では、電子決裁システムの導入により、既に約50万円の経費が節減されております。今後は、会議資料などのペーパーレス化を推進いたしまして、年間300万円以上の経費節減を図りたいと考えております。

さらに今回の9月補正予算案に、避難所として指定している南条の文化会館、南条の保健福祉センターなどに災害時に無料開放できる公衆用のWi-Fi整備事業や、保育所等の保護者の利便性を図り、子育て支援を一層推進するために保育所等と保護者との情報交換、園児の画像の提供などをオンライン化する保育所等のICT化推進事業などを提案いたしております。

今月1日に発足しました国のデジタル庁の目的と同様に、本町におきましても「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化による多様な幸せが実現できる社会」を念頭に、町民の皆様がデジタル化の活用によって最大限の行政サービスを楽しむことができるよう、安全で安心して暮らせることができるまちづくりを進めていきたいと思っております。

以上、山本徹郎議員の回答といたします。

○議長（秋田重敏君）山本徹郎君。

○2番（山本徹郎君）今、町長の答弁にありました、数字的には350万ほどはコスト削減できると。より一層推進が進むと、なおコスト削減というものには進んでいくのだろうと思います。ぜひとも推進を早めていただきたいなと思います。

2つ目に入ります。デジタル化推進に向けた本町における取組についてお伺いをいたします。

自治体のDXを成功させるためには、「住民サービスの向上」「全体最適化」「組織経営」の3つの視点が重要であると定義されております。

「住民サービスの向上」の観点では、地域住民の目線に立った行政サービスの在り方について考えることが求められます。特に、業務フローや手続きの適切かつ簡潔な提供の検討は必要不可欠です。石川県加賀市では、行政申請フォームとデジタルIDを連携した電子申請システムを構築しました。これにより、マイナ

ンバーカードと連携した行政サービスが提供できるようになりました。

また、「全体最適化」では、全ての住民が使いやすいサービスの提供があります。神奈川県横須賀市や秦野市では、住民からの相談内容を音声テキスト化の技術を使って文字を起こし、記録票作成に役立てています。

3つ目の「組織経営」では、横断的にDXが実現できるためのサービスの構築が求められます。三重県では、「スマート職員」の育成を2020年からスタートさせ、DX推進に関する研修を実施しています。また、併せて外部人材の登用も進めています。本町も若手職員が増えておりますので、DX推進におけるビジョンやテーマ、今後の取り組みたいと考えているデジタル推進計画などについて、既に検討しているもしくは実践している取組についてお伺いします。

ここで4つお伺いをしたいと思います。

1つ目は、自治体DX推進におけるデジタル人材の確保と育成。2つ目は、デジタル推進計画の策定。3つ目は組織構築。4つ目に自治体間の連携。それぞれについてお伺いをいたします。

○議長（秋田重敏君） 関根総務課長。

○総務課長（関根将人君） 本町の自治体規模では、デジタル推進室などといった専門部局を設けることは非常に困難でございますが、現在もシステムエンジニアの経歴を持つ職員が総務課に配置されております。そのことで町のデジタル化の推進にこれまで大きく寄与しております。今後は、各課にデジタル化に関する一定の知識と技術を持った職員を配置できるような仕組みを検討していきたいと思っておりますし、人材の確保と育成を推進してまいります。

また、その指針となりますデジタル推進計画の策定にあたりましては、外部からの支援を仰ぎ、全ての職員がデジタルトランスフォーメーションに順応するためのスキル向上を図ってまいりたいと考えてございます。

本年10月以降、マイナンバーカードと連携しました行政サービスが立案され、実行されます。町民の皆様方には、まだマイナンバーカードを取得されていない方には速やかにお手続きいただきますようお願い申し上げます。

デジタル化の推進により暮らしやすさが実現できるよう、県や隣接市町との連携を図るとともに、先駆的な取組をしている市町から学び、自治体におけますデジタルトランスフォーメーションを実現し、住民本位の行政サービスの提供に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（秋田重敏君） 山本徹郎君。

○2番（山本徹郎君） 今、課長の答弁いただきました。本町においては推進室を設けるとするのは難しいということでございます。システムエンジニアの方がいらっしゃる。その人が一人でやはりデジタル推進を進めるのは非常に負担が大きい。やはり、各課それぞれ精鋭集めて、サブ的なリーダーを育成して、そこからまた広げていく形、いわゆるチーム、またグループか何かをやっぴり検討していただきたいなど。そうして効率的に広げて、裾野が広がっていくのじゃないかなと思いますので、その辺はちょっとまたご検討いただきたいなと思います。

やはり町長おっしゃるとおり、デジタル化、町民の皆さんが非常に使いやすいと、いいな、このデジタル化って、便利やねってやっぱり言えるようなことが最初のゴールになると思います。国はデジタル庁、26年までにはある程度地方の自治体が、国が求めているようなDXの形をできるようにやっていかなきゃあかんと思います。それには町民の皆さんもある程度、わしゃ苦手や、私はあかんのやというのじゃなくて、ある程度やっぱり興味を持っていただけるように、非常に使い勝手のいいことですから協力していただきたいし、もちろん我々議会もデジタル化に向けて今進んでいきます。また、議会側もこういったことが皆さんにお披露目できる時が来るとは思いますけれども。そういった意味で非常にやはり町民に優しいつくりをちゃんと見える化できるように、理事者の皆さんも取り組んでいただきたいと思っておりますし、今後はどんどんどんどんそうやって進んでいきます。やっぱりそれがこれからの時代になっていきますので、そういったこともしっかりと検討していただきたいと思っておりますので、私の質問をこれで終わらせていただきます。

以上です。

○議長（秋田重敏君） これにて山本徹郎君の質問を終わります。

次に、

1. 風力発電計画に対する住民アンケート結果について
  2. 町民の健康診断について
- 13番 山本 優君。

〔13番（山本 優君）登壇〕

○13番（山本 優君） ただいま議長からご了解をいただきましたので、今期一般質問最後になりますけれども、一般質問させていただきたいと思っております。

予定の時間、午後にもなるのかなと思いましたがけれども、目いっぱい使いまし

でも12時には終わることになります。今回、一般質問は5人だけということで、ちょっと寂しいわけですが、今後また広報する意味からも積極的に質問に立っていただきたいなと思います。

余計な説明は省きまして、今回は風力発電の問題と健康診断について、2項目につきまして町の考え方をお聞きいたしたい、あるいは現状についてご説明をいただきたいと思います。

まず1点目ですが、これは前回の本会議、その前の本会議と3回続けていろんな視点から質問をさせていただきました。ご存じのように、2015年9月、国連サミットの加盟国の会合におきまして全会一致で採択をされました持続可能な開発目標、略しましてSDGsと言っておりますけれども、これを2030年までに達成を目指すということが決められております。

その中で、いろんな項目があるわけですが、今回取り上げます風力発電というのは、私たちが毎日使っております電力につきまして、よい環境を維持しながら賄っていくためには、現在の発電設備の活用はもちろんでありますけれども、それらを再生可能エネルギーへの変換というものも大変大切なことでございます。その意味で、その再生可能エネルギーの中身といたしましては、ご存じのように太陽光発電でありますとか、地熱であるとか、今回話題になります風力、そのほか風力につきましても平地に建設されるものから山地、あるいは海上に設置するものなど、いろんな選択肢があるわけであります。

今回、その一環として当町の地籍と近隣の市との境等に風力発電の建設計画が進められております。このことについては、前回あるいは前々回の質問の中でも町のほうから答弁をいただいておりますので、その細かい内容については省略をいたしたいと思いますが、この建設計画につきましては、設置する市町における住民の意見というのは大変重要だと思うわけですが、地元の意見というのがこの計画にどのように反映をされるのかと思うわけであります。

既に報道されている中では、ほかの地区での計画においては早々と計画反対の意思表示をされた町もあるわけであります。先ほど申し上げました町やら住民の意見が、この計画遂行にあたってどのような影響を与えるのかという点でございます。その意味では、町としての考え方は町長のほうから答弁いただけたと思いますが、住民対象のアンケートが今年初めに行われて、既に集計がなされていると聞いております。その内容については、先日の町の広報の中にも一部触れておったように思いますが、この場でそのアンケートの集計の内容について、そしてさらにそれがどう分析をされているのかをまず1点目としてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（秋田重敏君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）ただいまの山本優議員の風力発電計画に対する住民アンケートの結果と計画への影響についてお答えをいたします。

国の電力の固定価格買取制度、いわゆるFITにつきましては、再生可能エネルギー電力の利用の促進に資するものでありまして、円滑かつ確実に発電事業が実施されると見込まれ、安定的かつ発電可能であると見込まれる場合には、その発電事業を経済産業大臣が認定するものであります。

発電施設整備の手続きの過程において、事業者は環境影響評価に取り組みます。配慮書から方法書を経て準備書までの手続きの中で、福井県知事が本町をはじめとした関係市町の首長に対して意見を求めるものであります。

町としましては、アンケート結果を尊重するとともに、町の環境審議会の意見や内部の調査研究会の報告を踏まえまして、風力発電事業によって日常生活の安全を脅かされることのないように町の意見をまとめまして、県知事に申し述べる予定であります。それらを受けまして、福井県知事は経済産業大臣に意見をいたします。この福井県知事の意見書の内容いかんによっては事業計画に影響を与えることとなります。

アンケート結果につきましては、担当課長のほうから報告をさせていただきます。

○議長（秋田重敏君）関根総務課長。

○総務課長（関根将人君）町内全世帯を対象にいたしましたアンケートの回収率は46.7%でございました。ご協力いただきました町民の方々に心より感謝を申し上げます。

このアンケート結果につきましては、ダイジェスト版を9月25日発行の町の広報紙に、また詳細版につきましては同日、町のホームページに掲載させていただきます。

ご質問の町内におけます風力発電事業に対します関心の度合いにつきましては、旧3町村単位でも異なります。また計画地の大半があります今庄地域の中でも、各地区によって差異がございます。

ただし、回答者のうち7割近い方々が大局的な見地から、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量削減やカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現のために、風力発電をはじめとしました再生可能エネルギーを推進すべきというお

考えでございました。

一方で、町内におけます風力発電事業の推進にあたりましては、騒音、低周波音への不安、風車の倒壊などの事故への懸念、事業終了後におけます設備の取扱い、また林地開発によります災害の発生や水脈、生態系への影響を危惧されております。

以上でございます。

○議長（秋田重敏君）山本 優君。

○13番（山本 優君）ありがとうございました。

今ほど、アンケートの詳細については後日広報されるということでございますので、改めてまた確認をさせていただこうと思います。

今ほどアンケートの内容、あるいは町長のほうからその背景についての説明があったわけでありますが、これらの結果を踏まえて、町としてはいつ頃どのような形で回答をされる予定をしているのか、そしてまたこのことはそれぞれの当町だけに関わるものは非常に少ないというかなくて、それぞれ近隣の市あるいは県をまたいでも含めて関わりがあるわけであります。その意味では、当町のみにおいて単独での報告はもちろん主体的には行っていかなければならないと思いますが、一方では、近隣の市とも調整といいますか、連絡調整は必要だろうなと思います。

この今後のことと併せまして、近隣の市との関わりについてどのように計画されておるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（秋田重敏君）岩倉町長。

○町長（岩倉光弘君）ただいまの今後の対応についてお答えをいたします。

環境影響評価というのは、風力発電事業が及ぼす様々な影響を想定した調査によりまして国土と景観の保全、災害の未然防止対策など計画地域内の安全安心が確保できるか否かを判断するために実施するものであります。

仮称であります。余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業については、早ければ年内にも環境影響評価の準備書が福井県知事に提出されまして、町に対し意見が求められることになると思います。

先ほども答弁いたしましたように、準備書に対する福井県知事からの意見照会の際には、町の環境審議会に諮問するとともに、アンケートの結果及び内部の調査研究会の報告を踏まえまして、福井県知事に対して意見を申し述べる予定であ

ります。

なお、あわせて国策である再生可能エネルギー施策の一翼を担うこの風力発電施設が、FITの終了後における発電設備の取扱方針を明確にするように、県のほうに働きかけをしていきたいと思っております。

また、あわせてですけれども、副町長を筆頭に庁内に設置をいたしました風力発電事業の調査研究会においては、それぞれの風力発電事業の関係市町の状況、考え方について情報の収集に努めていきたいと思っております。

今後ともほかの市町とは情報を共有できる良好な環境と関係を構築しながら、様々な視点から事業計画を分析し、町民の皆様に正確な情報をお届けしていきたいと思っております。

また、風力発電事業など再生可能エネルギー政策に対する福井県の考え方を確認いたしまして、立地計画の自治体として積極的な意見交換も進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（秋田重敏君） 山本 優君。

○13番（山本 優君） ありがとうございます。今ほど町長及び担当の総務課長のほうから細かくご説明いただきました。ありがとうございます。

今ほどご説明いただいた中で、今後、今日の一般質問を傍聴される、あるいはケーブルテレビ等で見られた町民の方、さらに今ほど総務課長も言われましたけれども、広報によって今回のアンケートの結果が知らされる。そしてまたさらに進みますと、町民の方から多くの関心あるいろんなご意見があるのではないかなと思います。今後これは、一応は町民のアンケートを取って一つの方向性は出ているのだろうと思いますけれども、十分町民の疑問あるいは要望等については選択をしていただきたいと思います。

このことをお願い申し上げて、2点目の質問に入らせていただきます。

2点目の質問につきましては、一部町民からの質問といいますか意見もありましたので、今回あえてこの問題を取り上げさせていただきます。

昨年からのコロナ禍の中ではありますが、町としては町民の健康維持、町民の幸せな生活を確保するためには、健全な保健、健康な体をつくるということが大切であります。その中でも健康診断の果たす役割は大変大きくあるわけですが、昨年からのコロナの関係で3密を避けながらということで、健康診断のやり方についても一部変更になっている部分があったりしまして、現状で受診をされる方の状況はどうなのかなというのを心配するところであります。



地区別あるいは年代別等について、現在の状況、そして他の同様の町との比較で当町がどのような位置にあるのかにつきましてお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（秋田重敏君）山岸保健福祉課長。

○保健福祉課長（山岸 健君）お答えいたします。

令和2年度の健診受診率でございますが、40歳から74歳までの特定健診受診率は、暫定値ではございますが32.1%で、県内17市町中11位と聞いております。地区別では南条地区33.0%、今庄地域33.4%、河野地区27.6%でございました。一方、75歳以上の後期高齢者健診の受診率は16%で、県内7位でございました。地区別では南条地区19.6%、今庄地域15.6%、河野地区9.1%でございました。

令和2年度は新型コロナウイルスの影響等により受診率は下がっておりますが、会場内の密集を避けるために事前予約制としたことで、必ず行かなくてはとの心理も働き、申込者の確実な受診を確認することができました。

特定健診において、受診率の高い市町と比較しますと、本町では毎年継続して受診される方が少ないこと、医療機関受診者の健診受診率が低いことが受診率低迷の要因と考えております。また、後期高齢者におきましては、未受診者のほとんどが医療機関を受診しておりまして、医療機関におきまして定期的に必要な検査、指導がなされているものと推測いたしております。

以上でございます。

○議長（秋田重敏君）山本 優君。

○13番（山本 優君）ありがとうございます。

今ほど皆さんも聞かれて、えっ、そのぐらいの数字かなと思われたと思います。通常、我々ほとんど行っていると思いますので、100%とは言いませんが半数以上は行っているのかなと思っておりましてけれども、若干、思いのほか少ないなと思います。それについては、ちょっと細かい説明がなかったわけでありまして、集団健診としてはご存知のように地区の公民館等で行われております。

それから一方、高齢になりますと、何らかの形で病院に関わっている方が非常に多くて、その場所で全部の項目ではないかもしれませんが、一部の項目については受診の中で、日常の健診の中で、あるいは診察の中で受けておられるということもあるのではないかなと思います。その辺の事情の説明があればいただき

たいと思いますのと、それから今ほどお話がありました、会場がコロナの関係もあって一部やり方について変更があったということもあって、そのことについて特に苦情、意見、要望などがあったのか、ないかお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（秋田重敏君）山岸保健福祉課長。

○保健福祉課長（山岸 健君）お答えいたします。

集団健診と診療所や開業医での個別健診では、基本的な検査項目におきまして違いはございません。また、会場による町民からの苦情、ご意見等は現時点では伺っておりません。

以上です。

○議長（秋田重敏君）山本 優君。

○13番（山本 優君）もう質問は最後にさせていただこうと思いますが、健康診断というのは、やはりがんとか内臓疾患などを事前に発見して処置をすることによって、町民の健康維持に大切なことでもあります。これは改めて申し上げるわけでもございませんが、その意味では今ほどご説明のあった受診率の向上、あるいは会場や実施回数の町民が受けやすい対応というものも必要だと思えます。現状は現状といたしまして、この受診率を向上するためには、町民がいつどこでどんな形であるかということを知ることが一番大事だろうと思えます。

そういう意味で、今後きめ細やかな広報活動が必要だと思えますけれども、この点について何かお考えがあればお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（秋田重敏君）山岸保健福祉課長。

○保健福祉課長（山岸 健君）受診率向上の方策といたしまして、未受診者や毎年継続して受診していただいていない方へは、リーフレットですとか、はがきによる受診勧奨を年2回実施いたしております。あわせて、前年度受診者へはショートメールによる継続受診勧奨を今年度から実施いたしております。

今後も内容やタイミング等を熟慮し、きめ細やかで分かりやすく受診につながるような広報活動に努め、町民の皆様方の健康維持に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋田重敏君）山本 優君。

○13番（山本 優君）ありがとうございました。

当町は人口も少ないこともあるわけですが、そんな中で日常的にきめ細やかに取り組んでおられることにつきましては、一町民としても感謝を申し上げたいと思います。特に、一方では高齢化が進んでおります当町でございますので、なるべく重篤化しないように事前の健康診断というのは大変大切なことだろうと思います。

今後も、今課長のほうからいろんな施策が説明ありましたが、さらに検討を進めながらより多くの方が健康で長生きができるようなまちづくりに当たっていただきたいと思います。

以上をもちまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（秋田重敏君）これにて山本 優君の質問を終わります。

---

散 会

○議長（秋田重敏君）以上をもちまして本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午前11時37分〕

第 3 号 9月17日(金)

出席議員(敬称略) 14名

1番 高橋 宏介	2番 山本 徹郎	3番 大浦 和博
4番 城野 庄一	5番 熊谷 良彦	6番 喜村 喜代治
7番 平泉 初男	8番 加藤 伊平	9番 井上 利治
10番 生駒 一義	11番 秋田 重敏	12番 平谷 弘子
13番 山本 優	14番 丸岡 武司	

欠席議員(敬称略) なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(敬称略)

町 長	岩倉 光弘		
副町長	北野 徹		
総務課長	関根 将人	観光まちづくり課長	初一 剛
町民税務課長	野村 和子	保健福祉課長	山岸 健
農林水産課長	市村 誠	建設整備課長	中村 勝典

(教育委員会)

教育長	上田 康彦	事務局長	坂井 浩伸
-----	-------	------	-------

職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長	中村 幸彦	書記	關 敏宏
--------	-------	----	------

議事日程(別紙のとおり)

## 会議に付した事件

- 議案第 64 号 令和 3 年度南越前町一般会計補正予算(第 4 号)
- 議案第 65 号 令和 3 年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 議案第 66 号 令和 3 年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第 2 号)
- 議案第 67 号 令和 3 年度南越前町農業集落排水特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 68 号 令和 3 年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 69 号 令和 3 年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 70 号 令和 3 年度南越前町下水道特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 73 号 南越前町地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正に  
ついて
- 議案第 74 号 南越前町手数料徴収条例及び南越前町個人情報保護条例の一部改正  
について
- 議案第 75 号 南越前町重要伝統的建造物群保存地区における南越前町税条例の  
特例を定める条例の制定について
- 議案第 76 号 公の施設の指定管理者の指定管理期間の変更について
- 議案第 77 号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第 78 号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第 79 号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第 80 号 財産の取得について
- 陳情第 4 号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について
- 各常任委員長報告
- 議案第 71 号 令和 2 年度南越前町各会計歳入歳出決算認定について

議案第 72 号 令和 2 年度南越前町水道事業会計決算認定について

決算特別委員会の設置について

---

開 議  
〔開議 午後 3時00分〕

○議長（秋田重敏君）ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これより日程に入ります。日程第1 議案第64号 令和3年度南越前町一般会計補正予算（第4号）から日程第15 議案第80号 財産の取得についてまでの15議案及び日程第16 陳情第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての陳情1件を一括して、議題といたします。

---

常任委員長の報告

○議長（秋田重敏君）これらの案件につきましては各常任委員会に付託し、すでに審議をお願いしてありますので、各常任委員長の報告を求めます。はじめに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）総務文教常任委員長 7番 平泉初男君。

〔総務文教常任委員長 登壇〕

○7番（平泉初男君）総務文教常任委員会よりご報告いたします。

今期定例会において総務文教常任委員会に付託されました案件審査のため、9月14日に委員会を開催いたしました。

付託を受けました議案第64号 令和3年度南越前町一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会に関わる事項の1議案、次に議案第73号 南越前町地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてから議案第75号 南越前町重要伝統的建造物群保存地区における南越前町税条例の特例を定める条例の制定についてまでの3議案、及び議案第80号 財産の取得についての1議案について、関係理事者の出席を求めて所管ごとに慎重に審査をいたしました。

採決の結果、議案につきましては、原案のとおり認めることに決定いたしました。

次に、本委員会に付託の陳情第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての陳情は、採決の結果「趣旨採択」といたしました。

以上が、本委員会に付託されました議案の審査結果であります。

議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして報告を終わります。

〔総務文教常任委員長 降壇〕

○議長（秋田重敏君）これにて、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより、総務文教常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、産建厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）産建厚生常任委員長 5番 熊谷良彦君。

〔産建厚生常任委員長 登壇〕

○5番（熊谷良彦君）産建厚生常任委員会よりご報告いたします。

今期定例会において産建厚生常任委員会に付託されました案件審査のため、9月15日に委員会を開催いたしました。

付託を受けました議案第64号 令和3年度南越前町一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会に関わる事項並びに議案第65号 令和3年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算（第1号）から議案第70号 令和3年度南越前町下水道特別会計補正予算（第1号）までの補正予算に関する7議案、次に、議案第76号 公の施設の指定管理者の指定管理期間の変更についてから議案第79号 工事請負変更契約の締結についてまでの4議案について、関係理事者の出席を求めて所管ごとに慎重に審査をいたしました。

採決の結果、各議案につきましては、いずれも原案のとおり認めることに決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました各議案などの審査結果であります。

議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして報告を終わります。

〔産建厚生常任委員長 降壇〕



○議長（秋田重敏君）これにて、産建厚生常任委員長の報告を終わります。

これより、産建厚生常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

討 論 ・ 採 決

○議長（秋田重敏君）これより日程第1 議案第64号 令和3年度南越前町一般会計補正予算（第4号）から日程第7 議案第70号 令和3年度南越前町下水道特別会計補正予算（第1号）までの7議案を一括して討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決を行います。議案第64号から議案第70号までの7議案は、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（秋田重敏君）起立、全員です。よって、議案第64号から議案第70号までの7議案は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第73号 南越前町地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてから日程第10 議案第75号 南越前町重要伝統的建造物群保存地区における南越前町税条例の特例を定める条例の制定についてまでの3議案を一括して討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより採決を行います。議案第73号から議案第75号までの3議案は、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（秋田重敏君）起立、全員です。よって、議案第73号から議案第75号

までの3議案は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第11 議案第76号 公の施設の指定管理者の指定管理期間の変更についてから日程第15 議案第80号 財産の取得についてまでの5議案を一括して討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(秋田重敏君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決を行います。議案第76号から議案第80号までの5議案は各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長(秋田重敏君) 起立、全員です。よって、議案第76号から議案第80号までの5議案は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第16 陳情第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(秋田重敏君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決を行います。陳情第4号に対する総務文教常任委員長の報告は、「趣旨採択」とするものであります。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(秋田重敏君) 異議なしと認めます。よって、陳情第4号は、総務文教常任委員長の報告のとおり「趣旨採択」とすることに決しました。

---

#### 特別委員会の設置

○議長(秋田重敏君) 次に、日程第17 議案第71号 令和2年度南越前町各会計歳入歳出決算認定について及び日程第18 議案第72号 令和2年度南越前町水道事業会計決算認定についての2議案並びに日程第19 決算特別委員会の設置についてを一括して議題といたします。

お諮りいたします。議案第71号及び議案第72号については、「決算特別委員会」を設置し、これに付託して閉会中の継続審査といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます。よって、議案第71号及び議案第72号については、「決算特別委員会」を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決しました。

暫時休憩します。

---

休 憩

〔休憩 午後 3時15分〕

〔再開 午後 3時15分〕

---

再 開

○議長（秋田重敏君）会議を再開します。

次に、ただいま設置されました「決算特別委員会」の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長において選任したいと思います。

決算特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり、議長及び議会選出監査委員を除く12名の議員といたします。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます。よって、「決算特別委員会」の委員は、お手元に配付の名簿のとおり、議長及び議会選出監査委員を除く12名の議員を選任することに決定しました。

暫時休憩します。

---

休 憩

〔休憩 午後 3時16分〕

〔再開 午後 3時16分〕

---

再 開

○議長（秋田重敏君）会議を再開します。

ただいま設置されました「決算特別委員会」の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、決算特別委員会において選任されたので

報告いたします。

委員長に 8 番 加藤伊平君、副委員長に 4 番 城野庄一君が選任されました。

---

閉 会

○議長（秋田重敏君）以上で、本日の会議の日程は終了いたしました。閉会にあたり、岩倉町長より発言を求められておりますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）令和 3 年 9 月定例議会の終わりにあたりまして、一言お礼を申し上げます。

初日の 10 日に、この本会議場におきまして、私どもが提案させていただきました補正予算をはじめとする、決算認定を除く 15 議案、全て可決いただきまして、誠にありがとうございました。

さて、19 都道府県に発出された緊急事態宣言は今月末まで延長されまして、全国における病床のひっ迫具合は未だ改善されていない現状であります。

福井県では、県独自の緊急事態宣言から特別警報に切り替えられましたが、決して油断できない状況が続いております。これから日ごと気温が下がり、インフルエンザ感染症の流行も懸念されております。

町民の皆さまにおかれましては、引き続き感染予防の徹底を心がけていただきますようお願い申し上げます。

また、秋は台風による暴風や大雨、冬には豪雪などによる自然災害の発生が懸念されます。

町では災害に備えた防災対策に加えまして、避難の際におけます感染対策にも併せて取り組みまして、町民の皆さまの命と暮らしを守るため、全力で取り組む所存であります。

一方で、冬の観光シーズンを迎え、町内の観光業をはじめコロナ禍で活力が失われつつある地域経済の再起を支援するために、改めて実効性のある施策を展開してまいりたいと思います。

最後に、10 月早々に召集される臨時国会で首班指名が行われまして、11 月には衆議院の議員総選挙が執行される予定であります。

世界的大流行となった新型コロナウイルスの感染前の日常を一日でも早く取り戻し、再び名実ともに世界に誇れる豊かな日本を取り戻していただきたいと願っております。

今後も議員各位のご理解ご協力をいただきながら、国や県をはじめ南越前町のまちづくりに関わる皆さまのご指導のもと、町民の皆さまに日々の暮らしを満足いただけるように、町政の推進に全力で取り組んでいくことをお誓い申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

〔町長（岩倉光弘君）降壇〕

○議長（秋田重敏君）議員各位におかれましては、各案件につきまして、慎重審議をいただき、それぞれ妥当なご決議をいただきましたこと、また今期定例会の運営に対しご協力いただき厚くお礼を申し上げます。

また、岩倉町長をはじめ理事者各位におかれましては、会期中、一般質問をはじめ、議員が述べましたことを町政に反映していただき、南越前町の更なる発展のためにご尽力いただきますようお願いを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、9月13日には、県独自の緊急事態宣言から福井県感染拡大特別警報に切り替わりましたが、依然として猛威を振るっております。

各位におかれましては、引き続き、県民行動指針の遵守と感染防止対策などを十分徹底され、議員活動にご精励いただきますようお願い申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。

これもちまして、令和3年9月南越前町議会定例会を閉会いたします。

〔閉会 午後3時24分〕